証券コード 6547

おもてなしと生活文化の創造

株式会社グリーンズ

第55回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2018年９月27日（木曜日） 午前10時
（受付開始：午前９時30分）

場 所

三重県津市羽所町700番地
ホテルグリーンパーク津 ６階「伊勢の間」
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目 次

ごあいさつ …… 1
第55回定時株主総会招集ご通知 …… 2
議決権行使等についてのご案内 …… 4
株主総会参考書類 …… 6
添付書類
事業報告 …… 14
連結計算書類 …… 35
計算書類 …… 37
監査報告 …… 39

株式会社グリーンズ

ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

当社は1957年の創業以来約60年にわたり、高品質な商品やサービスを全国の多くのお客さまに提供し、着実かつ安定的な成長を続けてまいりました。2018年３月23日には当社株式が東京証券取引所及び名古屋証券取引所市場第一部銘柄に指定され、業績面でも良好な市場環境を背景に、連結売上高において過去最高を達成することができました。

当社は、昨年策定した中期経営計画をローリングし、2019年６月期を「新たなステージに向かう基盤固めの期間」と位置づけ、「既存事業の更なる強化」、「新店開発の加速」、「戦略投資の拡大」の３つの重点戦略を推進してまいります。

また、本株主総会でのご承認をいただけましたら、経営体制の一層の充実と強化を図り、新たな体制のもとで更なる企業価値の向上と事業規模の拡大を目指してまいります。

ステークホルダーの皆さまには、これまで以上のご理解とご支援を賜りますよう心よりお願い申しあげます。

2018年９月

代表取締役社長

松井　清

株主各位

証券コード 6547
2018年９月７日

三重県四日市市浜田町５番３号
株式会社グリーンズ
代表取締役社長 **松井　清**

第55回定時株主総会招集ご通知

拝　啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第55回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［書面による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年９月26日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。
［インターネットによる議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2018年９月26日（水曜日）午後６時までに、議案に対する賛否をご入力ください。
　なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、４頁の「議決権行使等についてのご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	2018年９月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）	
2 場　　所	三重県津市羽所町700番地 ホテルグリーンパーク津　６階「伊勢の間」 （ご来場の際は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）	
3 株主総会の目的事項	**報告事項**	１．第55期（2017年７月１日から2018年６月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第55期（2017年７月１日から2018年６月30日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件 第３号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 第４号議案　監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4 議決権行使等についてのご案内	次頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書ならびに連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
◎本定時株主総会ご出席の株主さまへのお土産は実施しておりません。
◎本定時株主総会における決議結果につきましては、本総会終了後、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（https://www.kk-greens.jp/ir）

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 **2018年９月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）**

場 所 **ホテルグリーンパーク津　６階「伊勢の間」**
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2018年９月26日（水曜日）午後６時到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（**https://evote.tr.mufg.jp/**）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 **2018年９月26日（水曜日）午後６時まで**

① 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。

② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使の際の注意点

① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきますのでご了承ください。

② インターネットによって、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主さまのご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

④ インターネットによる議決権行使は、2018年９月26日（水曜日）の午後６時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
なお、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権行使サイトについて

① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo！ケータイ※）から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止させていただきます。）

② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TSL暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TSL暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo！」は米国Yahoo！Inc.の商標または登録商標です。

株主総会招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主さまは、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

システム等に関するお問い合わせ	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク） 電話　**0120-173-027**　（受付時間 午前９時～午後９時、通話料無料）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

剰余金の配当につきましては、株主の皆さまへの利益還元を重視し、継続的かつ安定的な配当を基本としつつ、将来の会社を取り巻く環境なども勘案しながら実施しております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金 **20円** 配当総額 **256,949,160円**
剰余金の配当が効力を生じる日	2018年９月28日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）６名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役１名を増員することとし、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会で審議したうえで、取締役会において決定したものです。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の地位及び担当	属　性
1	松井（まつい）　清（きよし）	代表取締役社長	再任
2	村木（むらき）　雄哉（たけや）	専務取締役 営業部門・事業開発室管掌	再任
3	榊枝（さかきえだ）　誠（まこと）	営業統括本部長	新任
4	山城（やましろ）　圭太郎（けいたろう）	取締役 チョイスホテルズ営業本部長	再任
5	長谷川（はせがわ）　智英（ともひで）	取締役 グリーンズホテルズ営業本部長	再任
6	伊藤（いとう）　浩也（ひろや）	取締役 管理本部長	再任
7	清水（しみず）　謙二（けんじ）	事業開発室　上席室長	新任

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	松井（まつい）　清（きよし） （1956年12月18日生）	1980年11月　当社入社 1989年９月　取締役就任 1998年７月　常務取締役就任 1999年11月　専務取締役就任 2004年11月　代表取締役専務就任 2013年９月　代表取締役社長就任（現任）	100,000株

取締役候補者とした理由
早期から取締役会メンバーとして経営に携わっており、現在代表取締役社長の職を執っております。その経験及び知識を活かすことにより、当社の企業価値向上に資するために適任であると考えております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	村木（むらき）　雄哉（たけや） （1972年11月７日生）	1997年１月　当社入社 2001年９月　取締役就任 2004年９月　常務取締役就任 2013年９月　専務取締役就任（現任） 営業部門・事業開発室管掌（現任） ［重要な兼職の状況］ 株式会社チョイスホテルズジャパン　代表取締役社長 株式会社新緑　代表取締役社長	1,100,000株

取締役候補者とした理由
取締役に就任以来、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮し業績を向上させた実績から、事業経営を推進し持続的な企業価値向上を目指すに当たり適任であると考えております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 新任	榊枝（さかきえだ）　誠（まこと） （1961年３月３日生）	1983年９月　ＵＣＣ上島珈琲株式会社入社 2011年４月　ﾕｰｼｰｼｰﾌｰﾄﾞｻｰﾋﾞｽｼｽﾃﾑｽﾞ株式会社　代表取締役社長 2012年４月　ユーシーシーフーズ株式会社　代表取締役副社長 2015年６月　ＵＣＣホールディングス株式会社　取締役外食担当役員 2016年６月　東和エンタープライズ株式会社入社　執行役員部長 2017年６月　当社入社 2017年11月　営業統括本部長（現任）	－株

取締役候補者とした理由
複数企業の経営者としての豊富な経験と知識を活かし、取締役として重要な意思決定に参画することにより、当社ガバナンス体制の強化に資することが期待されるため選任いたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	山城（やましろ）　圭太郎（けいたろう） （1974年3月22日生）	1996年４月　当社入社 2002年12月　ホテル事業部部長 2009年12月　執行役員本部長 2014年９月　取締役就任（現任） 2014年10月　チョイスホテルズ営業本部長（現任）	－株
取締役候補者とした理由 豊富な業務経験を有し、現在チョイスホテルズ営業本部長の職を執っております。幅広い職務経験や知見を活かすことにより当社業務を適切に執行することが期待されるため、選任いたしました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任	長谷川（はせがわ）　智英（ともひで） （1968年6月25日生）	1993年５月　当社入社 2005年３月　ＦＢ事業部部長 2008年４月　店舗支援本部執行役員部長 2014年９月　取締役就任（現任） 2014年10月　グリーンズホテルズ営業本部長（現任）	－株
取締役候補者とした理由 豊富な業務経験を有し、現在グリーンズホテルズ営業本部長の職を執っております。幅広い職務経験や知見を活かすことにより当社業務を適切に執行することが期待されるため、選任いたしました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 再任	伊藤（いとう）　浩也（ひろや） （1970年2月1日生）	2005年９月　当社入社 2013年１月　経営企画部部長 2013年９月　経営企画部執行役員部長 2014年９月　取締役就任（現任） 2014年10月　管理本部長（現任）	－株
取締役候補者とした理由 豊富な業務経験を有し、現在管理本部長の職を執っております。幅広い職務経験や知見を活かすことにより当社業務を適切に執行することが期待されるため、選任いたしました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 新任	清水（しみず）　謙二（けんじ） （1973年6月12日生）	1996年４月　ＴＯＴＯ株式会社入社 2006年７月　GMD株式会社（現　株式会社ＫＰＭＧ　ＦＡＳ）入社 2011年12月　株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ入社 2015年２月　株式会社ホーワス・アジア・パシフィック・ジャパン入社 2017年11月　当社入社 2018年７月　事業開発室　上席室長（現任）	－株
	取締役候補者とした理由 ホテル運営のコンサルティングなどの豊富な経験と知識を活かすことにより、当社業務を適切に執行することが期待されるため、選任いたしました。		

（注）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第３号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額は、2016年３月28日開催の臨時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下、「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額45,000千円以内といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、３事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には１事業年度15,000千円以内での支給に相当すると考えております。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

ただし、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は６名でありますが、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は７名となります。なお、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年33,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、原則として、３事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には１事業年度11,000株以内の付与になると考えております。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より３年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。（以下、「譲渡制限」という。）

（2）退任または退職時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位を退任した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限期間が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画またはその他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第４号議案　監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年３月28日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の監査等委員である取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下、「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額6,000千円以内といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、３事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には１事業年度2,000千円以内での支給に相当すると考えております。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

現在の監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）は１名であります。なお、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年4,500株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、原則として、３事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には１事業年度1,500株以内の付与になると考えております。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、第３号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に記載の本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

以上

（添付書類）

事業報告（2017年７月１日から2018年６月30日まで）

1 当社グループの現況に関する事項

１．当連結会計年度の事業の状況

(1) 当社グループの事業の経過及び成果

当社グループは、「おもてなしと生活文化の創造」の理念のもと、全国主要都市の「コンフォート」ブランドホテルを運営する「チョイスホテルズ事業」と、東海・北陸エリアを中心に宿泊・外食・集会サービスを提供する「グリーンズホテルズ事業」という２つの事業で、専業のホテルオペレーターとして全国展開に取り組んでおります。

当連結会計年度（2017年７月１日から2018年６月30日まで）における我が国経済は、輸出の回復や国内生産の持ち直しにより緩やかな回復基調が継続しました。また、個人消費や民間企業の設備投資などの持ち直しも続き、企業収益も過去最高となり、雇用・所得環境も改善しました。

その一方で、労働市場における人手不足感の高まりや、原油価格の上昇や世界的な貿易摩擦の懸念などによる世界経済の下振れリスクなど、経済に影響を与える要因については引き続き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境は、2018年７月31日に観光庁が公表している最新の宿泊旅行統計調査によれば2018年５月第２次速報の延べ宿泊者数全体は4,236万人泊（前年同月比1.5％増）となりましたが、６月第１次速報では3,967万人泊（前年同月比3.5％増）となりました。

また、同じく観光庁が公表している2017年の年間延べ宿泊者数確定値全体（１～12月）では５億960万人泊（前年比3.5％増）、このうち外国人延べ宿泊者数は7,969万人泊（前年比14.8％増）となり、調査以来の最高値を記録いたしました。また、同調査において当社主力商品であるビジネスホテルの客室稼働率は75.3％（前年比0.9％増）となり、2010年以降の最高値となりました。今後もオリンピックを背景とした需要や訪日外国人増加による良好な経営環境の継続が期待されますが、一方で同業他社の新規出店、2018年６月に施行された民泊新法に基づく新規参入やクルーズ泊など新たな業態との競争など厳しい状況も予想されます。

このような環境下において、チョイスホテルズ事業は、東京・大阪・博多等の大都市圏におけるインバウンド需要が堅調に推移し、事業全体を牽引いたしました。また、仙台、名古屋、博多等の政令指定都市におけるビジネス、レジャー需要が堅調に推移する等、客室稼働は前年並みを維持することができ、客室単価は前年よりさらに上昇させることができました。一方で、相次ぐ市場への新規参入によってマーケットが大きく変化しつつあります。

このような状況のもとで事業拡大を目的に、第２四半期に既存の「ベストイン」ブランド２店舗をそれぞれ「コンフォートイン大垣」（岐阜県大垣市）、「コンフォートイン新潟亀田」（新潟県新潟市江南区）へとリブランドを実施しました。また、第３四半期には「コンフォートホテル名古屋伏見」（愛知県名古屋市中区）及び新ブランドとして初出店となる「コンフォートスイーツ東京ベイ」（千葉県浦安市）を開業し、第４四半期には「コンフォ

ートホテル伊勢」（三重県伊勢市）及び「コンフォートホテル札幌すすきの」（北海道札幌市中央区）を開業し、当連結会計年度において計４店舗を新規出店いたしました。

このうち、「コンフォートスイーツ」ブランドは、全室ツインタイプと快適性を追求する高品質な客室商品を擁する新業態として、国内レジャー及びインバウンドをメインターゲットとして成長が期待されるブランドと位置づけております。

その一方で、自社保有物件として営業しておりました「コンフォートホテル札幌南３西９」（北海道札幌市中央区）を2018年５月末を以て閉館いたしました。

また、健康志向の高まりと客室商品力の強化を目的に、新規出店を含む全ての「コンフォート」ブランドホテルを全室禁煙化いたしました。

グリーンズホテルズ事業は、中部地方及び近畿地方での製造業を中心とするビジネス需要が堅調に推移し、加えて金沢地区における観光需要も業績に好影響をもたらしました。

このような状況のもと、2017年１月より耐震工事のため休館しておりました旧「コンフォートイン広島平和大通」（広島県広島市中区）を、第２四半期に当社オリジナルブランドの「ホテルエスプル広島平和公園」へリブランド開業し、当事業へと移管することで事業売上増加に貢献いたしました。

また、既存店の商品力の強化を目的に「ホテルグリーンパーク津」（三重県津市）他４店舗において、客室設備等のリニューアルを実施いたしました。

以上の取り組みの結果、当連結会計年度の売上高は27,143百万円（前期比4.3％増）、営業利益は1,908百万円（前期比19.1％減）、経常利益は1,864百万円（前期比16.7％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,189百万円（前期比16.7％減）となり、売上高は過去最高の業績を達成いたしました。

当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所よりご承認いただき、2018年３月23日付で、当社株式が同取引所市場第二部から同取引所市場第一部銘柄に指定されました。市場第一部上場企業として、さらに社会的責任を自覚するとともに、ステークホルダーの皆さまとの良好な関係を構築し、企業価値の向上を通じて株主の皆さまからのご期待に応えられるよう努めてまいります。

事業別の実績は以下のとおりであります。
なお、当社はホテル事業の単一報告セグメントであるため、詳細は事業部門別に記載しております。

チョイスホテルズ事業

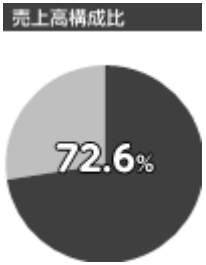

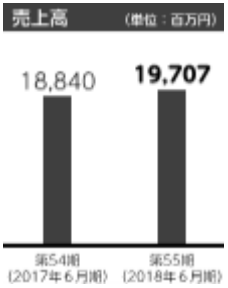

チョイスホテルズ事業は、「コンフォートホテル名古屋伏見」、「コンフォートホテル伊勢」、「コンフォートホテル札幌すすきの」及び全室ツイン仕様の新ブランド「コンフォートスイーツ東京ベイ」を開業いたしました。また、「ベストイン」ブランド２店舗を「コンフォートイン」へブランド変更し、「コンフォート」ブランドの運営ノウハウを導入いたしました。さらに、健康志向に対応する「コンフォート」ブランド全室禁煙化など客室商品力向上のための計画的リニューアルを実施いたしました。これらの施策によって、顧客満足度の向上と収益力の向上を実現し、当事業の売上高は19,707百万円（前期比4.6％増）となり、昨年に引き続いての好業績となりました。

グリーンズホテルズ事業

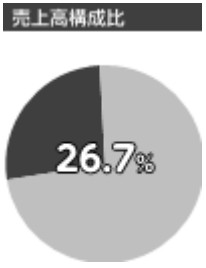

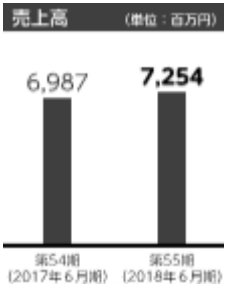

東海、北陸を主な営業地域とするグリーンズホテルズ事業では、顧客への新たな付加価値提供や施設の機能性向上を図るため、５店舗の大型リニューアルを実施いたしました。またオリジナルブランドである「ホテルエスプル広島平和公園」をリブランド開業いたしました。外食・集会では季節毎の特別メニューの提供等を行い、顧客満足度の向上とグリーンズホテルズ事業のコンセプトである地域貢献も果たすことができました。その結果、当事業の売上高は、7,254百万円（前期比3.8％増）となり、前期を上回る結果となりました。

その他の事業

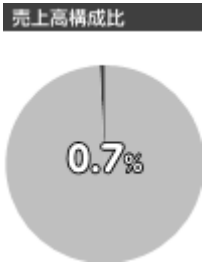

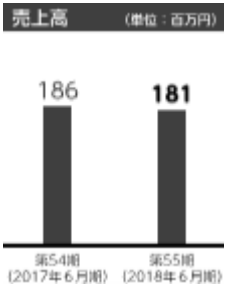

ホテルテナントの収入が主となるその他の事業におきましては、売上高181百万円（前期比2.6％減）となりました。

(2) 設備投資等の状況等

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、881百万円であります。

その主なものは、新規出店の差入保証金や既存店の改修に伴うものであります。なお、当連結会計年度における新規出店、ブランド変更及び既存店の改装等の状況は、次のとおりであります。

	店舗名	開業月・改装月
新規出店	コンフォートホテル名古屋伏見　(愛知県名古屋市中区錦２－19－14)	2018年２月
新規出店	コンフォートスイーツ東京ベイ　(千葉県浦安市明海５－８－15)	2018年３月
新規出店	コンフォートホテル伊勢　(三重県伊勢市吹上１丁目３－26)	2018年６月
新規出店	コンフォートホテル札幌すすきの(北海道札幌市中央区南５条西１－２－10)	2018年６月
改装によるブランド変更	コンフォートイン新潟亀田　(新潟県新潟市江南区東早通２－１－11)	2017年11月
改装によるブランド変更	コンフォートイン大垣　(岐阜県大垣市林町５－11－３)	2017年12月
改装によるブランド変更	ホテルエスプル広島平和公園　(広島県広島市中区小町３－17)	2017年12月
改装	コンフォートホテル奈良　(奈良県奈良市三条町321－３)	2018年１月
改装	コンフォートホテル佐賀　(佐賀県佐賀市駅前中央１－14－38)	2018年２月
改装	コンフォートホテル熊本新市街　(熊本県熊本市中央区新市街２－10)	2018年２月
改装	コンフォートホテル博多　(福岡県福岡市博多区博多駅前２－１－１)	2018年３月
改装	ホテルグリーンパーク津　(三重県津市羽所町700)	2018年５月

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、2018年４月17日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式を発行し、278百万円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はございません。

２．直前３事業年度の財産及び損益の状況













（注）１．当社は第54期より連結計算書類を作成しておりますので、第53期以前については連結財務諸表の金額を記載しております。
２．2016年12月15日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分		第52期 (2015年６月期)	第53期 (2016年６月期)	第54期 (2017年６月期)	第55期 (当連結会計年度) (2018年６月期)
売上高	(百万円)	22,494	25,006	26,014	27,143
経常利益	(百万円)	2,110	2,270	2,237	1,864
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,387	1,289	1,427	1,189
１株当たり当期純利益	(円)	138.79	128.97	133.59	93.67
純資産	(百万円)	1,954	3,215	8,116	9,339
総資産	(百万円)	14,287	14,432	17,364	17,132
１株当たり純資産額	(円)	195.41	321.56	641.13	726.98

(注) 1．当社は第54期より連結計算書類を作成しておりますので、第53期以前については連結財務諸表の金額を記載しております。
2．2016年12月15日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第52期 (2015年６月期)	第53期 (2016年６月期)	第54期 (2017年６月期)	第55期 (当事業年度) (2018年６月期)
売上高	(百万円)	22,503	23,641	26,033	27,174
経常利益	(百万円)	2,051	2,386	2,229	1,862
当期純利益	(百万円)	1,347	1,424	1,254	1,190
１株当たり当期純利益	(円)	134.77	142.48	117.34	93.76
純資産	(百万円)	1,873	3,270	7,998	9,222
総資産	(百万円)	14,165	14,253	17,218	17,000
１株当たり純資産額	(円)	187.40	327.06	631.76	717.83

(注) 2016年12月15日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

3．重要な子会社の状況（2018年６月30日現在）

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社チョイスホテルズジャパン	20百万円	100%	ホテルフランチャイズの加盟店の募集・指導・管理・運営

(2) 重要な企業結合等の状況

当連結会計年度における該当事項はありません。

４．当社グループが対処すべき課題

当社グループにおきましては、米国チョイスホテルズインターナショナル社の世界的ホテルブランドを保有する専業の中間料金帯ホテルオペレーターとして、顧客満足度と従業員満足度の向上を実現することにより企業価値の最大化を図り、確かな収益・財務体質のもと、成長を追求してまいります。この目標を達成するため、2021年６月期までの中期経営計画において、以下の３つの重点課題「既存事業の更なる強化」「新店開発の加速」「戦略投資の拡大」に取り組み、新たなステージに向かい基盤固めを行ってまいります。

（１）既存事業の更なる強化

「販売チャネルミックスの最適化」や「飲食・集会部門を含めたホテル全体の収益力強化」などの各営業本部の独自施策に加えて、積極的なＩＴ活用や働き方改革の実現などを通じた全社的な課題解決のための取り組みによって、既存店の「稼ぐ力」を強化してまいります。

また、新ブランドコンセプト“Ｃｏｌｏｒ　ｙｏｕｒ　Ｊｏｕｒｎｅｙ．旅に、実りを。”の浸透を通じてＬＴＲ（Ｌｉｋｅｌｉｈｏｏｄ　ｔｏ　Ｒｅｃｏｍｍｅｎｄ、他者推奨意向）80%の達成を目指してまいります。

（２）新店開発の加速

宿泊需給バランスを踏まえた「コンフォート」ブランドの出店エリアの拡大、狭小土地におけるグリーンズホテルズ事業での新店開発、及びリブランドやコンバージョン、事業譲受などのスキームなどの多様な出店戦略を通じて、国内トップ10以内の運営客室数である15,000室を目標といたします。

（３）戦略投資の拡大

グリーンズの核となる「宿泊」「料飲」を起点とする事業領域の拡大と、Ｍ＆Ａなどの多さまなスキームによる中間料金帯のマーケットシェアの拡大に対して、50億円の戦略投資枠を活用して成長をドライブしてまいります。

5．主要な事業内容（2018年６月30日現在）

当社は、「おもてなしと生活文化の創造」をコーポレート・アイデンティティとして掲げ、チョイスホテルズ事業及びグリーンズホテルズ事業の２つの柱によるホテル事業を主たる業務とし、内外顧客の宿泊・料理飲食・集宴会等のサービス提供を行っております。

事業区分	主要事業
チョイスホテルズ事業	チョイスホテルズ事業においては、米国チョイスホテルズインターナショナル社が保有する世界的ホテルブランド「コンフォート」を中心に、宿泊特化型で中間価格帯のホテルを日本全国の政令指定都市等の駅前立地を中心に店舗展開しております。 また、本事業においては、日本における「コンフォート」ブランドの独占的及び優先的使用権を保有する、当社連結子会社である株式会社チョイスホテルズジャパンがホテルの客室・施設基準の管理、運営ノウハウの提供、セールス・マーケティング戦略の立案等を担っております。
グリーンズホテルズ事業	グリーンズホテルズ事業においては、当社の約60年にわたる専業ホテルオペレーターとしての実績をもとに、三重県を中心に東海・北陸地方で宿泊特化型のホテルからレストラン・集宴会場を備えたホテルまで、お客さまのニーズに合わせさまざまなホテルをドミナント展開しております。

6．主要な事業所（2018年６月30日現在）

(1) 当社

本社	三重県四日市市		
事業所	東京オフィス（東京都中央区）		
店舗	チョイスホテルズ事業	コンフォートホテル	コンフォートホテル札幌すすきの（北海道札幌市中央区）他51店舗
		コンフォートスイーツ	コンフォートスイーツ東京ベイ（千葉県浦安市）
		コンフォートイン	コンフォートイン近江八幡（滋賀県近江八幡市）他3店舗
		ベストイン	ベストイン鹿嶋（茨城県神栖市）他4店舗
	グリーンズホテルズ事業		四日市シティホテル（三重県四日市市）他29店舗

(2) 子会社

本社	東京都中央区
事業所	四日市オフィス（三重県四日市市）

7．使用人の状況（2018年６月30日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
691名	63名増

（注）使用人数には臨時従業員数は含んでおりません。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
664名	61名増	36.6歳	6.3年

（注）１．使用人数には臨時従業員数を含んでおりません。
２．年間の臨時従業員の期中平均雇用人員は691名（１日当たり８時間換算であります。）

8．主要な借入先の状況（2018年６月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,171,894千円
株式会社商工組合中央金庫	968,687千円
株式会社百五銀行	793,986千円
株式会社第三銀行	664,960千円
株式会社みずほ銀行	404,131千円

9．その他企業集団の現況に関する重要な事項

東京証券取引所及び名古屋証券取引所よりご承認いただき、2018年３月23日付をもちまして、当社株式は東京証券取引所及び名古屋証券取引所市場第二部から、同取引所市場第一部銘柄に指定されました。

2 会社の現況に関する事項

1．株式の状況（2018年６月30日現在）

（1）発行可能株式総数　24,000,000株

（2）発行済株式の総数　12,847,500株

（注）1．2018年４月17日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は187,500株増加しております。

2．発行済株式の総数に自己株式42株を含んでおります。

（3）株主数　5,784名

（注）うち単元株主数5,699名

（4）大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社新緑	2,500,000	19.45
株式会社ＴＭ	1,700,000	13.23
村木　雄哉	1,100,000	8.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,036,100	8.06
ＢＮＹ　ＧＣＭ　ＣＬＩＥＮＴ　ＡＣＣＯＵＮＴ　ＪＰＲＤ　ＡＣ　ＩＳＧ　（ＦＥ－ＡＣ）	452,761	3.52
村木　敏雄	350,000	2.72
ＮＯＲＴＨＥＲＮ　ＴＲＵＳＴ　ＣＯ．　（ＡＶＦＣ）　ＳＵＢ　Ａ／Ｃ　ＮＯＮ　ＴＲＥＡＴＹ	262,700	2.04
ＧＯＬＤＭＡＮ　ＳＡＣＨＳ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ	251,639	1.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	239,800	1.86
ＧＯＬＤＭＡＮ，ＳＡＣＨＳ＆　ＣＯ．ＲＥＧ	236,000	1.83

2．新株予約権等の状況

該当事項はございません。

3．会社役員の状況

（1）取締役の状況（2018年６月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	村　木　敏　雄	株式会社TM代表取締役社長
代表取締役社長	松　井　　清	－
専務取締役	村　木　雄　哉	営業部門管掌 株式会社チョイスホテルズジャパン代表取締役社長 株式会社新緑代表取締役社長
取締役	山　城　圭太郎	チョイスホテルズ営業本部長
取締役	長谷川　智　英	グリーンズホテルズ営業本部長
取締役	伊　藤　浩　也	管理本部長
取締役（監査等委員・常勤）	秋　山　憲　男	－
取締役（監査等委員・社外）	木　村　好　己	公認会計士木村好己事務所所長
取締役（監査等委員・社外）	土　田　　繁	公認会計士土田会計事務所所長 税理士法人だいち代表社員 株式会社企業経営管理センター代表取締役

（注）１．取締役（監査等委員）木村好己氏及び土田繁氏は社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）木村好己氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、取締役（監査等委員）土田繁氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．当社は、内部監査部門等との十分な連携を通じて情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、秋山憲男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
４．当社は、社外取締役全員を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
５．村木敏雄氏は、2017年９月28日付で代表取締役会長から取締役会長に就任いたしました。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、秋山憲男氏につきましては8,520千円または会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額、木村好己氏及び土田繁氏につきましては、2,520千円または会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く。）	6名	58,720千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	13,560千円 （5,040千円）
合計	9名	72,280千円

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役（監査等委員を除く。）の報酬額につきましては、2016年3月28日開催の臨時株主総会において年額150,000千円以内と決議いただいております。
3．取締役（監査等委員）の報酬額については、2016年3月28日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社の社外役員に関する重要な兼職先につきましては、「(1) 取締役の状況」に記載のとおりでありますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	出席状況
木　村　好　己	取締役（監査等委員）	当事業年度に開催された取締役会20回の全て、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。いずれにおいても、公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
土　田　　繁	取締役（監査等委員）	当事業年度に開催された取締役会20回の全て、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。いずれにおいても、公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

④ **社外役員が当社の子会社等から当事業年度に役員として受けた報酬等の総額**

該当事項はありません。

4．会計監査人の状況

(1) 名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

（注）1．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査契約の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障があるなど、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3 業務の適正を確保するための体制

1．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及びグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①グリーンズグループ共通の企業使命・事業領域であり、普遍の存在意義として定めた「グリーンズ企業目的」ならびに「グリーンズ理念」を実現するために、「グリーンズグループ倫理行動基準」を制定し、より高い倫理基準をもって業務に取り組むとともに、適法かつ公正な企業活動の推進に努める。

②当社及びグループ全体に影響を及ぼす重要事項については、取締役会において決定する。
代表取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役会に報告する。取締役の業務の執行に関する監督機能の維持・強化のため、社外取締役を選任する。監査等委員会は、取締役の職務の執行について適法性・妥当性監査を実施する。取締役及び使用人は、監査等委員会からの求めに応じ、職務の執行状況を監査等委員会に報告する。

③取締役会直轄の「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、「グループ全体の適法かつ公正な企業活動の推進」や「リスク対策」など、企業品質向上に向けた活動を統括し、活動計画や活動結果を取締役会に提案・報告する。

④グループ内における法令・定款・諸規程に違反する行為を発見して是正することを目的に、社外法律事務所や内部監査室を通報・相談先とする複数の内部通報窓口を「リスク管理・コンプライアンス委員会」内に設置する。あわせて、内部通報を受けた事項のうち、重要性の高いものは、監査等委員会に報告する。

⑤内部監査に係る諸規程に従い、グループ全体の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。
内部監査の結果は、取締役及び監査等委員会に報告する。

⑥当社及びグループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と連携の上、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(2) 当社及びグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役会議事録、経営会議議事録など重要な書類については、法令・諸規程に基づき文書管理を行い、取締役、監査等委員からこれら重要な書類の閲覧の要求があった場合には、直ちに提出する。

②取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報資産の保護や情報開示に関する諸規程を策定し、これに基づき管理する。
③グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行に係る重要事項について、当社への報告等を定める諸規程に基づき、グループ各社から適時に報告を受ける。

(3) 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①取締役会直轄の「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動に関するリスクをグループ横断で統括する。「リスク管理・コンプライアンス委員会」は、経営戦略上のリスクや業務運営上のリスクを把握・評価し、必要な予防策を講じ、また、緊急事態を想定した対応マニュアルを策定する。
②緊急事態が発生した場合には、当社「エマージェンシーマニュアル」に従い、その重大性に応じて「対策本部」、「対策プロジェクト」、「対策チーム」などのレベル別の組織を編成して対応を実施する。

(4) 当社及びグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、取締役会を原則として毎月開催し、法令及び「取締役会規程」に基づき、重要事項の審議、職務執行に関する報告を行う。また、必要に応じ、書面決議により機動的な職務執行と意思決定を行う。
②重要な業務遂行については、経営効率化及び多面的な検討を行うために取締役をメンバーとする経営会議において審議する。
取締役会及び経営会議において目標に対する進捗状況を確認し、必要な改善策を実施する。
③代表取締役は、目標達成に向けたグループ全体の職務の執行を統括し、監督する。各取締役本部長は、グループ各社を含む担当領域の具体的な目標を決定するとともに効率的な業務遂行体制を構築する。
④迅速で効率性の高い企業経営を実現するために、「業務分掌規程」及び「職務分掌規程」に基づき、各本部を担当する取締役本部長が意思決定を行い、各本部を管掌する機能を担う取締役が取締役本部長を監督する等により役割を分離する。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

①当社及びグループ各社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
②当社の各部門及び子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する監査等委員会補助者を設置して使用人を配置する。

②監査等委員会補助者の使用人については、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会及び監査等委員の職務に関し、当該使用人の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とする。

(7) 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査部門の監査結果を監査等委員会に報告する。このほか、監査等委員からの求めに応じ、業務及び財産の状況を報告する。また、稟議書及び重要な会議の議事録を監査等委員からの求めに応じて閲覧できるようにし、説明する。

②グループ各社を含め取締役及び使用人から監査等委員会へ直接通報するルートを構築し、社内へその周知を図る。

③当社及びグループ各社は、監査等委員会へ報告・通報したことを理由として、当該取締役及び使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利な取扱いも行わないことを定めた諸規程を整備、周知する。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員会及び監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後に償還に応じる。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・代表取締役と監査等委員の間で定期的な意見交換会を開催する。また、監査等委員会からの求めに応じ、監査等委員と会計監査人及び内部監査部門との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査等委員の出席を確保するなど、監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社は、監査等委員会設置会社の形態を採用しており、取締役会と監査等委員会により、取締役の業務執行の監督及び監査を行っております。監査等委員の選任においては、社外取締役である監査等委員、常勤の監査等委員を選任し、監督機能の強化を図っております。

子会社については、グループ全体を統合したマネジメントを行っており、役員を派遣、役職員の出向及び予算統制帳票の提出等により、常時関係会社の経営状態等を把握しております。

当社の取締役会は、代表取締役社長が議長を務め、監査等委員である社外取締役を含む９名で構成され、当期においては20回開催しております。

取締役会を補完する役割として、業務執行の詳細について審議、決議または報告する機関として経営会議を設置し、代表取締役社長が議長を務め、常勤取締役７名（常勤監査等委員を含む。）が出席し、当期においては24回開催しております。

さらに、業務上のフローに基づき発生しうるリスクを防止するために必要な内部管理体制の整備のための「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、当期においては12回開催しております。

(2) リスクマネジメント及びコンプライアンス

当社では、業務上のフローに基づき発生しうるリスクを防止するために必要な内部管理体制の整備等について、代表取締役社長の下に「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置しています。

当委員会では、「会社の内部統制構築に関する方針・体制及び対策に関する事項」、「各部門における内部統制構築体制整備の支援を行う事項」、「組織を横断するリスクに係る総合的な調整に関する事項」、「不祥事、トラブルに迅速に対応可能な体制の整備に関する事項」、「緊急かつ重大なリスク（事件・事故・クレーム等）への対応に関する事項」、「内部通報制度の整備（通報窓口の設置と通報者の保護制度の確立）と推進等、リスクを早期に把握し、対処できる環境づくり」、「内部統制の考え方を全社員へ徹底する等、コンプライアンス遵守の風土育成」について審議・決定を行っております。

当社では、労務リスクの軽減を目的として、「リスク管理・コンプライアンス委員会」の下部組織として「労務コンプライアンス委員会」を設置し、労務コンプライアンスの体制及び労務コンプライアンス違反が発生した場合の是正措置及び再発防止策等について審議・決定をしております。当委員会には、代表取締役社長、専務取締役、人事部、営業本部長と専門家である顧問社会保険労務士を加えて、当期においては12回開催しております。

また、個人情報保護に係るリスクの軽減を目的として、「リスク管理・コンプライアンス委員会」の下部組織として「個人情報保護管理委員会」を設置し、個人情報の管理体制の構築及び個人情報に係る事故が発生した場合の

是正措置及び再発防止策等について審議・決定をしております。当委員会は、専務取締役、子会社取締役、総務部、人事部、情報システム部、営業本部長をメンバーとして、当期においては５回開催しております。

(3) 内部監査

内部監査については、代表取締役社長直属の「内部監査室」が年間計画に基づき、子会社を含む当社企業グループを１年で一巡し、各事業所における業務監査、会計監査及び金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制報告制度」に対応した評価業務を独立・客観的な立場から実施しております。

監査結果は、毎月「リスク管理・コンプライアンス委員会」において代表取締役社長へ報告し、重要事項については監査等委員会に対して毎月報告しております。

当期においては、組織目標の達成への貢献と、整備状況と運用状況の整合性の評価により、内部統制の構築への貢献を方針として監査を実施しております。

(4) 監査等委員会監査

監査等委員会監査は、常勤監査等委員を含む３名の監査等委員（うち、２名は社外取締役）により実施しております。各監査等委員は、取締役として取締役会に出席し、常勤監査等委員はその他重要な会議にも出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認するとともに、取締役の職務の執行に関して、直接意見を述べております。また、監査等委員が取締役会及びその他重要な会議に出席することにより、取締役及び使用人等から当社ならびにグループ会社に関する会社経営及び事業運営上の重要な事項の報告を受けております。

監査等委員会は、監査計画に基づき当社及びグループ会社の監査を実施し、当期においては監査等委員会を15回実施しております。

なお、監査等委員会の職務の執行において生じる費用については、監査等委員からの請求に従い、会社法の定めに基づき適切に処理され、監査の実効性は担保されております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2018年6月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**7,545,333**
現金及び預金	5,364,311
売掛金	1,154,163
原材料及び貯蔵品	99,189
繰延税金資産	63,530
その他	864,715
貸倒引当金	△577
固定資産	**9,587,079**
有形固定資産	**4,041,656**
建物及び構築物	1,312,358
工具、器具及び備品	402,885
土地	2,225,918
リース資産	100,493
無形固定資産	**358,326**
投資その他の資産	**5,187,097**
投資有価証券	57,801
長期貸付金	53,633
差入保証金	4,887,821
その他	245,842
貸倒引当金	△58,000
資産合計	**17,132,413**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**7,074,845**
買掛金	1,002,792
短期借入金	120,000
1年内返済予定の長期借入金	3,771,161
未払金	698,522
未払費用	631,040
未払法人税等	433,673
未払消費税等	131,469
その他	286,186
固定負債	**717,708**
長期借入金	112,500
資産除去債務	433,344
その他	171,863
負債合計	**7,792,553**
純資産の部	
株主資本	**9,340,379**
資本金	**1,921,032**
資本剰余金	**1,921,032**
利益剰余金	**5,498,382**
自己株式	**△67**
その他の包括利益累計額	**△520**
その他有価証券評価差額金	**3,458**
繰延ヘッジ損益	**△3,978**
純資産合計	**9,339,859**
負債純資産合計	**17,132,413**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結損益計算書（自2017年7月1日　至2018年6月30日）

（単位：千円）

科目	金　額	
売上高		**27,143,129**
売上原価		**20,338,296**
売上総利益		**6,804,833**
販売費及び一般管理費		**4,896,100**
営業利益		**1,908,733**
営業外収益		
受取利息	1,231	
受取配当金	1,044	
違約金収入	5,021	
受取手数料	4,557	
受取賃貸料	5,559	
その他	18,957	36,371
営業外費用		
支払利息	48,876	
一部指定関連費用	12,500	
その他	19,399	80,776
経常利益		**1,864,328**
特別利益		
固定資産売却益	239,808	239,808
特別損失		
固定資産除却損	3,321	
減損損失	294,243	
その他	2,500	300,065
税金等調整前当期純利益		**1,804,070**
法人税、住民税及び事業税	725,921	
法人税等調整額	△111,353	614,567
当期純利益		**1,189,503**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,189,503**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

計算書類

貸借対照表(2018年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**7,487,087**
現金及び預金	5,303,590
売掛金	1,157,944
原材料及び貯蔵品	95,394
前払費用	753,674
繰延税金資産	63,373
その他	113,686
貸倒引当金	△577
固定資産	**9,512,954**
有形固定資産	**4,040,627**
建物	1,280,022
構築物	32,335
工具、器具及び備品	401,856
土地	2,225,918
リース資産	100,493
無形固定資産	**340,737**
ソフトウエア	299,152
借地権	304
その他	41,280
投資その他の資産	**5,131,589**
投資有価証券	57,801
関係会社株式	20,000
出資金	1,598
長期貸付金	53,633
長期前払費用	95,910
差入保証金	4,887,349
繰延税金資産	73,297
貸倒引当金	△58,000
資産合計	**17,000,042**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**7,060,028**
買掛金	1,003,435
短期借入金	120,000
１年内返済予定の長期借入金	3,771,161
リース債務	26,417
未払金	707,576
未払費用	613,748
未払法人税等	433,490
未払消費税等	125,949
前受金	139,708
預り金	112,153
その他	6,387
固定負債	**717,708**
長期借入金	112,500
リース債務	77,612
資産除去債務	433,344
その他	94,251
負債合計	**7,777,736**
純資産の部	
株主資本	**9,222,825**
資本金	**1,921,032**
資本剰余金	**1,921,032**
資本準備金	1,921,032
利益剰余金	**5,380,828**
利益準備金	32,500
その他利益剰余金	5,348,328
特別償却準備金	86,353
繰越利益剰余金	5,261,974
自己株式	**△67**
評価・換算差額等	**△520**
その他有価証券評価差額金	3,458
繰延ヘッジ損益	△3,978
純資産合計	**9,222,305**
負債純資産合計	**17,000,042**

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書（自2017年7月1日　至2018年6月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**27,174,127**
売上原価		**20,337,631**
売上総利益		**6,836,496**
販売費及び一般管理費		**4,930,749**
営業利益		**1,905,746**
営業外収益		
受取利息	1,230	
受取配当金	1,044	
その他	35,344	37,619
営業外費用		
支払利息	48,876	
一部指定関連費用	12,500	
その他	19,397	80,774
経常利益		**1,862,592**
特別利益		
固定資産売却益	239,808	239,808
特別損失		
固定資産除却損	1,378	
減損損失	294,243	
その他	2,500	298,122
税引前当期純利益		**1,804,278**
法人税、住民税及び事業税	725,108	
法人税等調整額	△111,382	613,725
当期純利益		**1,190,552**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年８月９日

株式会社グリーンズ
取締役会　御中

仰星監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　**柴田和範** ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　**小出修平** ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社グリーンズの2017年７月１日から2018年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリーンズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年８月９日

株式会社グリーンズ
取締役会　御中

仰星監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　**柴田和範** ㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　**小出修平** ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社グリーンズの2017年７月１日から2018年６月30日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年７月１日から平成30年６月30日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門その他の内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類等その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている子会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年８月10日

株式会社グリーンズ　監査等委員会

監査等委員（常勤）　秋山憲男　㊞

監査等委員　木村好己　㊞

監査等委員　土田　繁　㊞

（注）監査等委員　木村好己及び土田繁は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会場

ホテルグリーンパーク津　６階「伊勢の間」

三重県津市羽所町700番地　TEL（059）213−2111

交通

近　　鉄	名古屋駅から特急で50分	津駅東改札口隣接
	大阪難波駅から特急で80分	
お　　車	伊勢自動車道津インターから15分	



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

VEGETABLE OIL INK
FSC ミックス FSC® C013080
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。